

ジュラ州による新型コロナウイルス感染症予防のための各種措置の延長について

【ポイント】

- 11月13日、ジュラ州は、新型コロナウイルス感染症予防のための各種措置を延長し、11月30日（月）まで適用すると発表

【本文】

11月13日、ジュラ州は、当初11月15日（日）まで期間を限定して導入していた新型コロナウイルス感染症予防のための各種措置を延長し、11月30日（月）まで適用すると発表しました。

○ジュラ州発表（フランス語のみ）

<https://www.jura.ch/CHA/SIC/Centre-medias/Communiqués-2020/COVID-19-les-mesures-en-place-sont-prolongées-jusqu-au-30-novembre-et-les-tests-rapides-debutent-dans-le-canton.html>

○関連：10月30日発表

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100110091.pdf>

※参考：過去のジュラ州における各種措置の発表

○10月23日

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100106881.pdf>

○10月22日

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100106364.pdf>

○10月14日

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100103996.pdf>

○10月9日

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100102240.pdf>

○7月6日

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100072604.pdf>

（連絡先）

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ : https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>